

令和8年 7月 日光市農業委員会総会議事録

日 時 場 所 令和8年 7月 17日 午後 2時30分 日光市役所本庁舎大会議室

出席農業委員	10名	
	1番 川村 耕 一	2番 沼尾 綾 乃
	3番 池田 雄 一	4番 阿久津一男
	5番 川村 光 代	6番 渡 邊 毅
	7番 小 池 毅	8番 手塚 幸子
	10番 佐藤 修 一	11番 吉原 浩 之
欠席農業委員	9番 神 山 守	
出席推進委員	18名	
	12番 大嶋 明 男	13番 秋元 光 藏
	14番 北 山 隆	15番 伏木 俊 夫
	16番 大島一 比古	17番 酒 主 学
	18番 福田 重 勝	19番 星野由起夫
	20番 福田 正 明	21番 佐々木俊久
	22番 大 貫 宜 秀	23番 西 巻 光 次
	24番 福田 浩 一	25番 福田 隆 夫
	26番 大島 昭 吾	27番 村 上 隆
	28番 富田 順 子	29番 青木 容 子
欠席推進委員		
傍 聴 人	なし	
事 務 局	局長 大嶋 正 浩	主幹 吉澤喜代子
農 業 公 社	局長 小曾戸英樹	主査 加藤 典 子
		主査 鶴見 英 明

日程		件 名
1	—	議事録署名人の指名
2	—	会期の決定
3	報告第 18号	農地法第5条の規定による許可書の交付について
4	報告第 19号	農地法第18条（通知）について
5	推薦第 3号	日光市工場等立地審議会委員の推薦について
6	議案第 42号	農地法第3条の規定による許可申請について
7	議案第 43号	地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更について
8	議案第 44号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
9	議案第 45号	農地法第5条の規定による許可申請について
10	議案第 46号	非農地証明願いについて
11	議案第 47号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の決定について

事 務 局 長	それでは、日光市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長を議長として会議を進めてまいります。 よろしくお願いいたします。 はじめに、本日の出席委員は、農業委員11名中10名であります。 農業委員会等に関する法律第27条第3項に定める定足数を満たしておりますので、本総会は有効に成立しております。 なお、神山守委員から、欠席する旨の届出がありましたので報告いたします。 推進委員につきましては、18名全員の出席であります。 なお、本日の傍聴人はいらっしゃいません。
議 長	ただ今から、令和8年7月 日光市農業委員会総会を開会いたします。 本日の議事日程について、事務局長が朗読いたします。
事 務 局 長	（ 議事日程を朗読 ）
議 長	それでは、日程第1「議事録署名人の指名」を行います。

		議事録署名人については、私、議長において指名したいと思います。 1番 川村耕一委員、2番 沼尾綾乃委員を指名いたします。
議	長	日程第2「会期の決定」を行います。 本総会の会期につきましては、本日1日限りとしたいと思いますが、これに異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり) ご異議なしと認めます。 よって、本総会の会期は、本日1日限りとすることに決します。
議	長	日程第3、報告第18号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。 (加藤主査挙手)
加藤主査		はい、加藤主査。 総会資料1ページをお開きください。 報告第18号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」ご説明させていただきます。 先月許可書を交付した5条申請案件は2件ございました。 譲渡人、譲受人、土地の所在等は資料のとおりでございます。 総会審議日は令和8年6月19日。 令和8年6月19日付け指令番号：日農委指令第5－9号及び第5－10号にて許可書を交付してございます。以上です。
議	長	報告ではございますけれども、ご質問等ございましたらお受けいたします。 (「なし」の声あり) それでは、次に移ります。
議	長	日程第4、報告第19号「農地法第18条（通知）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。 (鶴見主査挙手)
鶴見主査		はい、鶴見主査。 報告第19号「農地法第18条（通知）について」ご説明いたします。 総会資料は2ページから3ページになります。 本案件は、農地法第18条第6項の規定による通知があったことの報告となります。渡人・受人の住所・氏名および土地の表示、解約事由等は資料のとおりです。議案書の件数は3件で、1番が市農業公社扱い、2番と3番が農地中間管理事業による貸借権の解約となります。 2番と3番は同じ農地のものとなりますが、貸手が売買のため農地の貸借を終了するものであり、農地中間管理機構（農地バンク）を介した契約であったため、解約も機構と借手、貸手と機構の2件となっています。以上、ご報告いたします。
議	長	同じく報告ではございます。ご質問等ございましたらお受けいたします。 (「なし」の声あり) それでは、次に移ります。
議	長	日程第5、推薦第3号「日光市工場等立地審議会委員の推薦について」を議題とし、事務局の説明を求めます。 (吉澤主幹挙手)
吉澤主幹		はい、吉澤主幹。 推薦第3号「日光市工場等立地審議会委員の推薦について」ご説明いたします。

		総会資料４ページをお開きください。 日光市工場等立地審議会は、市の産業振興の推進を図るとともに、雇用機会の拡大及び地域経済の活性化のために設置されており、日光市工場等立地条例施行に際して、公平性、透明性などの確保のため審議を行うものです。 本案は、日光市農業委員会の委員から、日光市工場等立地審議会委員１名の推薦を求めるものです。任期は令和８年８月１日から令和１０年７月３１日までとなっております。以上です。
議	長	説明が終わりました。 ここで、皆さまにお諮りいたします。 選任につきましては、いかがいたしましょうか。 （川村耕委員挙手）
川村耕委員		はい、川村委員。
議	長	議長一任でお願いいたします。 ただいま議長一任の声がありました。 議長が指名することにご異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） ありがとうございます。それでは、私において指名いたします。 現委員の渡邊毅委員を指名いたします。 渡邊毅委員を推薦することに、賛成の農業委員の挙手を求めます。 （全員挙手） 全員挙手であります。 よって、日光市工場等立地審議会委員に６番 渡邊毅委員を推薦することに決しました。 引き続きよろしくをお願いいたします。
議	長	日程第６ 議案第４２号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。 今月の現地調査は、情報発信活動部会が担当しております。 はじめに、渡邊部会長から全体説明をお願いいたします。 （渡邊委員挙手）
渡邊委員		はい、渡邊部会長。 今月は、情報発信活動部会が担当いたしました。 ７月１５日水曜日に２班体制で現地調査に行っておりまして。第１班は沼尾副部会長、北山委員、福田重勝委員。第２班は私 渡邊、福田隆夫委員、小池会長が担当いたしました。案件の内容ですが、３条申請が５件、地域農業経営基盤強化計画の変更が１件、農地法第５条の規定による許可後の計画変更申請が２件、農地法第５条の規定による許可申請が１件、非農地証明が５件です。 それぞれの担当者ですが、３条の１、２、３を北山委員が、３条の４を福田隆夫委員、３条の５を沼尾副部会長。 地域農業経営基盤強化計画の変更を沼尾副部会長。 農地法第５条の規定による許可後の計画変更申請と農地法第５条の規定による許可申請は事務局より説明があります。 非農地証明願の１は福田重勝委員。２と３は私 渡邊。４は福田隆夫委員。５は福田重勝委員です。
議	長	よろしく申し上げます。 ありがとうございました。 それでは、番号１番について担当委員の報告を求めます。 （北山委員挙手）

北 山 委 員		はい、北山委員。 私は総会資料5ページ、議案第42号の1番を担当しました。 本申請は、日光市長畑地内において、売買を目的とした3条申請です。 譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。 案内図による説明です。 申請地は、落合西小学校から北西へ1.4キロメートルに位置しています。 公図による説明です。 登記簿地目は畑、現況も畑です。 現地調査の写真による説明です。 譲受人は経営農地を適切に管理し、家族2人で水稻等の作付けをしています。 購入後は、そばの作付けを予定しております。利用権はありません。 現在、赤で囲ってあるところにかぼちゃが植えてありますが、敷地的には問題はないかと思います。 なお、農地法第3条第2号各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長		ありがとうございます。 次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。 （ 渡邊委員挙手 ）
渡 邊 委 員		はい、渡邊部会長。 部会で検討いたしました。特に問題点はないということで、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長		報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。 ここで、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。 （ 吉原委員挙手 ）
吉 原 委 員		はい、吉原委員。 確認させてください。 写真の中で一枚の圃場の中を赤線で半分に分割しているようなところが今回の案件ですけれど、それ以外の今かぼちゃが植わっている圃場については、譲渡人の土地なのか、どういう状況なのかお教え願えれば、よろしくお願いします。
議 長		（ 鶴見主査挙手 ）
鶴 見 主 査		はい、鶴見主査。 赤線の左側になるかと思いますが、こちらは所有者が違いますが、以前から一体的に借用してまして、この赤の部分だけは今回3条で購入する形です。左側と赤線のところは所有者が違いますが、畑を借りて耕作しているという状況です。
吉 原 委 員		わかりました。
議 長		今後も譲受人と一緒に作付けをするということですね。 他に何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。 （ 「なし」の声あり ）
議 長		それでは質疑を終結し、採決いたします。 番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
議 長		（ 全員挙手 ） 全員挙手であります。 よって、番号1番は、原案のとおり許可することに決しました。
議 長		続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。 （ 北山委員挙手 ） はい、北山委員。

北山委員		私は総会資料5ページ、議案第42号の2番を担当しました。 本申請は、日光市長畑地内において、売買を目的とした3条申請です。 譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。 案内図による説明です。 申請地は3筆で、落合西小学校から北西へ1. 1キロメートルに位置しています。 公図による説明です。 登記簿地目は3筆とも田、現況も田です。 現地調査の写真による説明です。 譲受人は経営農地を適切に管理し、家族2人で水稻などの作付けをしています。 購入後は、水稻の作付けを予定しております。利用権はありません。 赤線で囲ってあるところが〇〇〇〇と〇〇〇〇、〇〇〇〇の3筆があるのですが、現地は一体で作付けをしております。 なお、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長		ありがとうございました。 次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。 (渡邊委員挙手)
渡邊委員		はい、渡邊部会長。 部会で検討いたしました。これにつきましても特に問題点はないということで、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長		報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。 ここで、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。 (「なし」の声あり)
議長		それでは質疑を終結し、採決いたします。 番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
議長		(全員挙手) 全員挙手であります。 よって、番号2番は、原案のとおり許可することに決しました。
議長		続きまして、番号3番について担当委員の報告を求めます。 (北山委員挙手)
北山委員		はい、北山委員。 私は総会資料5ページ、議案第42号の3番を担当しました。 本申請は日光市長畑地内において、売買を目的とした3条申請です。 譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。 案内図による説明です。 申請地は2筆で、落合西小学校から北西へ1. 1キロメートルに位置しております。 公図による説明です。 登記簿地目は2筆とも畑、現況も畑です。 現地調査の写真による説明です。 譲受人は経営農地を適切に管理し、家族2人で水稻などの作付けをしております。 購入後は、水稻及びそばの作付けを予定しております。利用権はありません。 現在、〇〇〇〇はわらびが植えてあります。あと1筆は水稻が作付けしてあります。利用権はありません。 なお、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長		ありがとうございました。

		次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。 (渡邊委員挙手)
渡 邊 委 員		はい、渡邊部会長。
議 長		これにつきましても、特に問題点はないということで、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく願います。
		報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。
		ここで、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。
議 長		(「なし」の声あり)
		それでは質疑を終結し、採決いたします。
		番号3番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
議 長		(全員挙手)
		全員挙手であります。
		よって、番号3番は、原案のとおり許可することに決しました。
議 長		続きまして、番号4番について担当委員の報告を求めます。
		(福田隆委員挙手)
福 田 隆 委 員		はい、福田隆夫委員。
		私は総会資料5ページの下段から7ページの上段、議案第42号の4番を担当しました。
		本申請は、日光市森友地内において、売買を目的とした3条申請です。
		譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。
		案内図による説明です。
		申請地は29筆で、今市中学校から南へ約1キロメートル及び南東へ約1キロメートルのところに位置しています。
		航空写真をご覧ください。赤枠の農地が今回の申請する農地となります。29筆の一団の農地が4か所に分かれている状況です。
		公図による説明です。
		申請地の登記簿地目は田、畑、山林、原野、台帳の現況は田と畑となっています。
		こちらは森友〇〇〇番から〇〇〇番
		次に〇〇〇―〇番
		次に〇〇〇―〇番、〇〇〇―〇番
		次に〇〇〇番から〇〇〇番
		次に〇〇〇―〇番、〇〇〇番
		次に〇〇〇―〇番
		次に〇〇〇―〇番から〇〇〇番。
		次に〇〇〇番から〇〇〇―〇番。
		次に〇〇〇〇―〇番と〇〇〇〇―〇番
		最後に〇〇〇〇―〇番となります。
		現地調査の写真による説明です。
		地番の若い順ではなく、一団の農地ごとに撮影しております。
		こちらは〇〇〇〇―〇から〇〇〇〇―〇番です。この近くは分譲地と、近くに物産店の会社があります。
		次に、〇〇〇―〇と〇〇〇―〇番です。こちらはすぐ隣に歯科医院があります。ここは森友バイパス沿いです。
		次に〇〇〇番から〇〇〇番になります。こちらは杉並木街道の北側になります。現在は作付けされていませんが、耕作が可能な状況とみています。
		次に〇〇〇―〇と〇〇〇番ですが、〇〇〇から〇〇〇の南側に隣接した農地で、現在

		は作付けされていませんが、これも耕作が可能な状況です。
		次に〇〇〇から〇〇〇になります。こちらも現在は作付けされていませんが、耕作が可能な状況です。
		こちらも譲渡人の家の周りですが、次に〇〇〇から〇〇〇になります。こちらも現在は作付けされていませんが、耕作が可能な状況です。
		次に〇〇〇－〇と〇〇〇－〇です。
		次に〇〇〇から〇〇〇です。
		次に〇〇〇、〇〇〇です。
		最後に〇〇〇の東側部分と〇〇〇です。
		譲受人は、経営農地を適切に管理しており、水稻等の作付けをしております。
		取得する農地でも水稻等の作付けを行う予定です。なお、利用権はありません。
		今回の農地購入の理由としまして、譲受人は水道工事事業等の経営の傍ら、農業を行っておりますが、水道工事事業等だけでは先々経営に不安があることから、農業経営の規模拡大を目的に農地を購入したいとのことです。
		なお、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議	長	ありがとうございました。
		次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。
		(渡邊委員挙手)
渡 邊 委 員		はい、渡邊部会長。
		部会で検討いたしました。これも特に問題点はないということで、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議	長	報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。
		ここで、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。
		(大島一委員挙手)
大 島 一 委 員		はい、大島委員。
		6ページの森友〇〇〇－〇番は登記簿地目で原野1筆は3条申請ではまずいんじゃないかなと思うのですが。どうなのですか。農地じゃないでしょう。
議	長	(鶴見主査挙手)
鶴 見 主 査		はい、鶴見主査。
		こちらは登記簿地目が原野ですが、現況が田であるため、3条申請の手続きが必要になります。
		現況写真で〇〇〇－〇はこちらですけれども、現況は田ですが、ここ1、2年は作付けしていなくて草が生えているという状況でした。
大 島 一 委 員		水田でも何でも現況でわかりますが、農地台帳で農地なので3条になるのですか。これは別に問題はないのですか。合致していなくても整合していなくても構わないのですか。
議	長	(鶴見主査挙手)
鶴 見 主 査		はい、鶴見主査。
		農地台帳に載っている場合には、3条申請の手続きをとって、農業委員会の承認を得ないと所有権移転ができません。
大 島 一 委 員		現況主義で。登記が農地でなくても現況が農地だから、農地で売買でいいでしょうということなんですね。
鶴 見 主 査		おっしゃるとおりになります。
大 島 一 委 員		そうなんですね。だったら納得します。
鶴 見 主 査		逆の場合もありまして、例えば、登記簿が田で現況が農地以外の場合ですが、登記または現況のどちらかが農地であると、農業委員会の許可を得ないと所有権移転はできません。

議	長	他に何かご質問ございますか。 (川村耕委員挙手)
川 村 耕 委 員		はい、川村委員。
議	長	この写真見えますよね。ここ、今後はすぐに何かする予定があるのでしょうか。来年までないですか。 (鶴見主査挙手)
鶴 見 主 査		はい、鶴見主査。
		今回、29筆と筆数も面積も多いですけれども、「自ら購入したものは自ら耕作する」という3条申請の要件は、申請の段階で譲受人に話してありますので、今後、1年で全部の耕作はできないかもしれませんが、今後、農地として耕作していく形になると思います。
議	長	よろしいですか。他に何かご質問ございますか。 (「なし」の声あり)
議	長	それでは質疑を終結し、採決いたします。 番号4番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	はい、全員挙手であります。 よって、番号4番は、原案のとおり許可することに決しました。
議	長	続きまして、番号5番について担当委員の報告を求めます。 (沼尾委員挙手)
沼 尾 委 員		はい、沼尾副部長。 私は総会資料7ページ、議案第42号の5番を担当しました。 本申請は、日光市文挾町地内において、贈与を目的とした3条申請です。 譲渡人、譲受人は資料のとおりとなっておりますが、譲渡人と譲受人の関係は叔母と姪の夫という関係であり、また、譲渡人が高齢で耕作が難しいことから贈与により権利移転をすることとなりました。 案内図による説明です。 申請地は、文挾町地内落合東小学校から北へ約180メートルに位置しています。 公図による説明です。 登記簿地目は田。台帳の現況は田となっておりますが、現状は畑となっております。作付けはしておりませんが、草刈などの管理はされている状態でした。 現地調査の写真による説明です。 こちらが現地になっておりまして、向こうに見える家が譲受人のご自宅となっております。譲受人は新たに農業を始める方で、営農計画書が提出されており、贈与された農地でタラの芽とコシアブラなどの作付けを予定しております。利用権はありません。 なお、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 ありがとうございます。
議	長	次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。 (渡邊委員挙手)
渡 邊 委 員		はい、渡邊部長。 調査後、部会で検討いたしましたが、これにつきましても特に問題はないだろうということで、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議	長	報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。

議	長	ここで、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。 (「なし」の声あり) それでは質疑を終結し、採決いたします。 番号５番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員挙手であります。 よって、番号５番は、原案のとおり許可することに決しました。 それでは、次に移ります。
議	長	日程第７、議案第４３号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）に係る変更について」を議題とし、番号１番について担当委員の報告を求めます。
沼 尾 委 員	沼 尾 委 員	(沼尾委員挙手) はい、沼尾副部長。
		総会資料は８ページの議案第４３号の１番になります。 申出人及び申請地等は資料のとおりです。 本申請は文挾町地内において、太陽光発電設備を目的とした地域計画の変更の申し出です。 案内図による説明です。 申請地は、落合東小学校から東へ約１００メートルに位置しています。 農地区分は第２種農地であり、農振農用地には該当しません。 公図による説明です。 登記簿地目は田、現況は田です。 周囲の状況は、東側は山林、西側は田、南側は原野・山林、北側は畑・宅地です。 土地利用図の説明です。 申請理由といたしまして、今回太陽光発電設備を目的とした農地転用許可を申請するにあたり、地域計画の変更を行うものです。 申出地は地域計画において将来の耕作者が定められており、そういった農地を転用する場合には事前に地域計画の変更が必要となります。 本件の転用事業者（譲受人）は、東京都千代田区に本店を置き、自然エネルギーを用いた売電事業等を主な業務とする平成２６年に設立された資本金１億円の法人です。 土地利用計画による説明です。 申請地の他、隣接している土地を含めて合計１２筆を一体的に利用し、太陽光発電設備を設置する計画です。敷地内には、太陽光パネル１，６５３枚を設置する計画です。給排水はありません。雨水は、敷地内自然浸透。周囲にはフェンスを設置することとなっております。 地域計画においては、各地で目標地図というもので耕作予定者ごとに土地を色分けし、管理しております。 こちらは変更案の落合地区の目標地図です。細かい地図になりますが、地域計画の変更をすることで該当箇所の赤色がなくなります。 先ほどの地図を拡大したものです。耕作予定者の削除に伴い、地図上の色が消えます。 続いて、現地の写真です。こちらの土地を一体的に利用する予定となっております。
議	長	以上、慎重なる審議をお願いいたします。 ありがとうございました。 次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。

		(渡邊委員挙手)
渡 邊 委 員		はい、渡邊部会長。
議 長		部会内で検討いたしました、これも特に問題はないということで許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。
		それでは、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。
		(佐々木委員挙手)
佐 々 木 委 員		はい、佐々木委員。
		その土地は担い手がそばを作っている土地です。優良農地というか、結構いい農地のように見受け、近くに住んでいるので場所はわかります。この頃、太陽光発電などのセールスが頻繁に落合地区に入っていて、今日も新聞折込みで、農地を買いますよという折込みが、これは落合地区だけかもしれませんが入りました。現状のまま境界が分からなくても大丈夫ですから買いますよ、という折込みチラシです。いくらぐらいかというと、300坪1反歩で買取り金額100万円。大体この100万円基準なんですね。一反歩ね。ですから、いわゆる農地の売買というのは、先ほどもでていましたけれども10万とか20万とか、そういった売買金額が一般的ですけれども、こう100万とか高価な金額でどんな農地でも買いますよというチラシが頻繁に入っている。あるいは、個別にターゲットを絞って個別訪問されたり、あるいは個別に手紙を出したりしています。余程、日光地区はその太陽光発電の設置に適している地域なのかなということで、非常にこの優良農地がね、いろいろその所有者の事情等もあるとは思いますが、だんだん農地が太陽光発電に代わっていくということについては非常に残念だという気がしているわけです。事務局の方で他の市町村は、日光みたいに太陽光発電の動きというのは多いのですかね。どうなのでしょう。鹿沼とか宇都宮とか、そういう地域も結構あるんですか。
議 長		(加藤主査挙手)
加 藤 主 査		はい、加藤主査。
		他の市町の農業委員会の事務局職員と太陽光発電設備に係る情報交換をすると、やはりかなり多いということです。日光市農業委員会事務局においても農地種別などの問い合わせはとて多く、最近では毎日のように太陽光発電の事業者から問い合わせがあります。そのため、動きは県内において活発なのではないかと思っております。以上です。
議 長		ちなみに、ここの農地の種別を教えてください。
議 長		(加藤主査挙手)
加 藤 主 査		はい、加藤主査。
		こちら第2種農地でございます。
議 長		農振農用地ではなく第2種農地ということで。
佐 々 木 委 員		農振農用地ではないけれども、現状はそばをきちんと作って一生懸命担い手がやっている土地だったから、非常に残念かなという気がいたしました。
西 巻 委 員		今の申請地は、土地の高低差というのはないのですか。平らなのですか。
議 長		(沼尾委員挙手)
沼 尾 委 員		はい、沼尾副部会長。
		段差というか、多少の高低はあります。そこの今指しているところと下とあると伺っています。
西 巻 委 員		高低差があるんですね。そうした場合に今度、それを整地した場合に多少、大雨とかそうなった場合に、低い方に流れますよね。そういう場合に土留めところに、何というか、水除みみたいな、固定するようなものは作らないのですかね。大丈夫ですかね。自然排水だから。
議 長		(沼尾委員挙手)
		はい、沼尾副部会長。

沼尾委員	今回に関しましては、地域計画の変更ですので、これが通ってからの申請の際に詳細は出すということで承っております。
議長	よろしいですね。他に何かご質問ございますか。
議長	(「なし」の声あり) それでは質疑を終結し、採決いたします。
議長	番号1番について、原案のとおり変更妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。
議長	(全員挙手) 全員挙手であります。
議長	よって、番号1番は、原案のとおり変更妥当とすることに決しました。
議長	それでは、次に移ります。
議長	日程第8、議案第44号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。
議長	番号1番及び2番は関連しますので、一括して事務局の説明を求めます。
加藤主査	(加藤主査挙手) はい、加藤主査。
加藤主査	議案第44号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」総会資料は9ページでございます。
加藤主査	議案第44号の1及び2番についてご説明いたします。2件とも同じ内容の変更ですので一括説明をさせていただきます。
加藤主査	変更内容は、事業の承継及び工期計画の変更でございます。2件とも同じ事業者間での承継でございます。
加藤主査	本申請に係る変更理由ですが、変更前の譲受人は、これまで太陽光発電設備を目的とし、9件の5条転用許可を受けておりましたが、工事部門の規模を縮小することになり、施工が困難となりました。
加藤主査	その9件のうち7件は、今年3月の総会におきまして、同じ内容で事業計画変更についてご審議をいただいております。本件は残りの2件でして、承継先の企業が決定したことから今回の申請に至ったものでございます。
加藤主査	今回、承認が済みますと、許可された件数分のすべてが承継され、きれいになる形となります。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。
議長	質問等ございましたらお受けいたします。
議長	よろしいでしょうか。
議長	(「なし」の声あり) それでは質疑を終結し、採決いたします。
議長	番号1番について、原案のとおり変更妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。
議長	(全員挙手) 全員挙手であります。
議長	よって、番号1番は、原案のとおり変更妥当とすることに決しました。
議長	続きまして、番号2番について採決いたします。
議長	番号2番について、原案のとおり変更妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。
議長	(全員挙手) 全員挙手であります。
議長	よって、番号2番は、原案のとおり変更妥当とすることに決しました。

		それでは、次に移ります。
議	長	日程第9、議案第45号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、番号1番について事務局の説明を求めます。
		(加藤主査挙手)
加	藤	はい、加藤主査。
主	査	議案第45号の1番についてご説明いたします。
		当該申請地は、2月の総会において「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）に係る変更」についてご審議をいただきました農地でございます。
		3月に計画変更の手続きを完了いたしまして、今回の農地法第5条の申請となりました。
		また、当該申請は、2月総会時の地域計画の変更に係る審議の際、当初計画していた事業者が、工事部の規模縮小等の理由により施工が困難となったことから、改めて別事業者が譲受人として申請するものでございます。
		なお、地域計画変更後の申請になることから、今回は、調査部会による現地調査は行わず、事務局からの説明のみとさせていただきます。
		本申請は、瀬尾地内において太陽光発電設備を目的とした売買による5条申請でございます。
		案内図による説明です。
		申請地は、丸山公園から北東へ約700メートルの位置にございます。
		農地区分は、第2種であり、農振農用地には該当いたしません。
		公図による説明です。
		登記簿地目は畑、現況も畑でございます。周囲の状況は東側が白地のようになっていますが、現状は原野のようになっております。西側は道路、南側は畑、北側も畑でございます。
		土地利用計画図による説明です。
		譲受人は神奈川県横浜市に本店を置き、太陽光発電及びオール電化製品、その他の新エネルギーに係る製品、機器の工事及びメンテナンスを主な業務とする令和4年に設立された資本金350万円の法人でございます。
		敷地内には太陽光パネルを170枚設置する予定でございます。給排水はございません。雨水は敷地内自然浸透です。周囲にはフェンスを設置する計画となっております。
		写真による説明です。
		現地の写真につきましては、こちらが現在の現地写真でございます。2月の現地調査時と写真がこちらですが、草が生い茂っているところ以外は特段大きな変化はございませんでした。
		以上、周囲に及ぼす影響もないと思われまふ。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議	長	説明が終わりました。
		ご質問等ございましたらお受けいたします。
		よろしいでしょうか。
		(「なし」の声あり)
		それでは質疑を終結し、採決いたします。
		番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
		(全員挙手)
		全員挙手であります。
		よって、番号1番は、原案のとおり許可することに決しました。

		それでは、次に移ります。
議 長		日程第 10、議案第 46 号「非農地証明願について」を議題とし、番号 1 番について担当委員の報告を求めます。
		(福田重委員挙手)
福 田 重 委 員		はい、福田委員。 私は総会資料 11 ページ、議案第 46 号の 1 番を担当いたしました。 本申請は、日光市小代地内において、宅地として利用しております。 願出人及び願出地等は資料のとおりです。 案内図による説明です。 願出地は、小代地内落合中学校から北へ約 1.5 キロメートルに位置しております。 公図による説明です。 登記簿地目は田、現況は宅地です。 土地利用図による説明です。 現地には願出人が立ち会い、杭打ちがしてありました。 願出地は、平成 6 年頃から宅地として利用しており 20 年が経過しております。 建物評価証明書による説明です。 平成 6 年には当時の現況であったことが確認できます。 以上のことから、証明することに問題がないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
議 長		ありがとうございます。 次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。
		(渡邊委員挙手)
渡 邊 委 員		はい、渡邊部会長。 部会で検討いたしましたが、これについても特に問題はないということで、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長		報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。 ここで、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。
		(「なし」の声あり)
議 長		それでは質疑を終結し、採決いたします。 番号 1 番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。
		(全員挙手)
議 長		全員挙手であります。 よって、番号 1 番は、原案のとおり証明妥当とすることに決しました。
議 長		続きまして、番号 2 番について担当委員の報告を求めます。
		(渡邊委員挙手)
渡 邊 委 員		はい、渡邊部会長。 総会資料 11 ページです。議案第 46 号の 2 番を担当いたしました。 本申請は、日光市瀬川地内において、宅地として利用している案件です。 願出人及び願出地等はそれぞれ資料のとおりです。 案内図による説明です。 願出地は、今市小学校から北東へ約 600 メートルのところに位置しています。 公図による説明です。 願出地の登記簿地目は田です。 土地利用図による説明です。

		願出地は、昭和３５年に居宅を建築、また昭和４４年に工場兼居宅兼倉庫を建築し、宅地として利用しております。 建物評価証明書による説明です。 昭和３５年建築の建物の評価証明が添付されており、２０年以上宅地として経過しています。 現地写真による説明です。 左下が昭和３５年の建物です。右下が昭和４０年。奥にある建物が昭和４４年建築です。この左が昭和３５年の建物です。 以上のことから、証明することに問題がないと思われます。ご審議のほどよろしく お願いいたします。
議	長	ありがとうございます。 次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。 （ 沼尾委員挙手 ）
沼 尾 委 員		はい、沼尾副部会長。 部会の方で検討させていただきましたが、特に問題はないということで許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく お願いいたします。
議	長	報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。 ここで、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。 （ 「なし」の声あり ）
議	長	それでは質疑を終結し、採決いたします。 番号２番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。 （ 全員挙手 ）
議	長	全員挙手です。 よって、番号２番は、原案のとおり証明妥当とすることに決しました。
議	長	続きまして、番号３番について、担当委員の報告を求めます。 （ 渡邊委員挙手 ）
渡 邊 委 員		はい、渡邊部会長。 同じく資料は１１ページです。議案第４６号の３を担当いたしました。 本申請は、日光市小林地内において、山林として利用している案件です。 願出人及び願出地等はそれぞれ資料のとおりです。 案内図による説明です。 願出地は２筆で、小林中学校から南東へ約１．４キロメートルのところに位置しています。 公図による説明です。 願出地の登記簿地目は２筆とも畑です。 土地利用図による説明です。 願出地は、亡父が昭和３０年頃に杉及び檜を植栽して、山林化し現在に至っております。 議案書は、松及び檜となっておりますので、杉及び檜に訂正をお願いいたします。 空中写真による説明です。 平成７年撮影の空中写真が添付されており、２０年以上山林として経過しております。 現地の写真による説明です。 見てのとおりであります。 以上のことから、証明するのに問題はないと思われますのでご審議のほどよろしく お願いいたします。

議	長	ありがとうございました。 次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。 （ 沼尾委員挙手 ）
沼 尾 委 員		はい、沼尾副部会長。 部会で検討させていただきましたが、見てのとおり特に問題はないということで許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく願います。
議	長	報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。 ここで、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。 （ 「なし」の声あり ）
議	長	それでは質疑を終結し、採決いたします。 番号3番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。 （ 全員挙手 ）
議	長	はい、全員挙手であります。 よって、番号3番は、原案のとおり証明妥当とすることに決しました。
議	長	続きまして、番号4番について担当委員の報告を求めます。 （ 福田隆委員挙手 ）
福 田 隆 委 員		はい、福田委員。 私は総会資料11ページ、議案第46号の4番を担当しました。 本申請は、日光市柄倉地内において、宅地として利用しています。 願出人及び願出地は資料のとおりです。 案内図による説明です。 願出地は、新高徳駅から北西へ約1.4キロメートルに位置しています。 公図による説明です。 登記簿地目は畑です。 土地利用図による説明です。 現地には、願出人本人及び行政書士が立ち会い、リボンの目印の杭打ちがしてありました。願出地は、昭和62年に土地を購入して、平成12年に居宅を建築して宅地として利用しており20年以上が経過しています。 空中写真による説明です。 平成12年撮影の空中写真が添付されていて、平成12年には当時の現況であったことが確認できます。 写真による説明です。 こちら東側から撮った写真で、正面が作業所、右側が宅地、住宅です。手前は盛土がしてあって、平らに1メートルくらい盛土がしてあるところが今回の申請地です。 以上のことから証明することに問題がないと思われます。ご審議のほどよろしく願います。
議	長	ありがとうございました。 次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。 （ 渡辺委員挙手 ）
渡 邊 委 員		はい、渡辺毅部会長。 部会で検討いたしました。これについても、特に問題はないということで許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく願います。
議	長	報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。 ここで、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。 （ 「なし」の声あり ）
議	長	それでは質疑を終結し、採決いたします。

		番号４番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。
議	長	（ 全員挙手 ） 全員挙手であります。 よって、番号４番は、原案のとおり証明妥当とすることに決しました。
議	長	続きまして、番号５番について担当委員の報告を求めます。
福 田 重 委 員		（ 福田重委員挙手 ） はい、福田委員。 私は総会資料１１ページ、議案第４６号の５番を担当いたしました。 本申請は、日光市猪倉地内において宅地として利用しております。 願出人、願出地は資料のとおりでございます。 案内図による説明です。 願出地は、猪倉地内猪倉小学校から南東へ約１．８キロメートルに位置しております。
		公図による説明です。 登記簿地目は田、現況は宅地でございます。 土地利用図による説明です。 現地には、願出人と行政書士が立ち合い、杭打ちがしてありました。願出地は、昭和３１年から宅地として利用しており５０年が経過しています。 空中写真による説明です。 空中写真が添付されており、昭和５０年には当時の現況であったことが確認できます。
議	長	以上のことから証明することに問題がないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。 ありがとうございます。
渡 邊 委 員		次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。 （ 渡邊委員挙手 ） はい、渡邊部会長。
議	長	部会で検討いたしましたが、これにつきましても特に問題点はないということで、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。
議	長	ここで、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。 （ 「なし」の声あり ） それでは質疑を終結し、採決いたします。
		番号５番について、原案のとおり証明妥当だとすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。
議	長	（ 全員挙手 ） 全員挙手であります。 よって、番号５番は、原案のとおり証明妥当とすることに決しました。 それでは、次に移ります。
議	長	日程第１１、議案第４７号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
鶴 見 主 査		（ 鶴見主査挙手 ） はい、鶴見主査。 議案第４７号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づ

		く農用地利用集積等促進計画（案）の決定について」ご説明いたします。
		本議案については、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による、農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱の第６の６の（１）の規定により、日光市が作成した「農用地利用集積等促進計画案」を決定するために審議を求められています。
		今月は、「利用権（貸借権）設定」の案件のみでございます。
		総会資料は１２ページから１３ページとなります。
		件数は３件で、面積は８筆で１９，８６３平方メートルとなります。
		「設定する者（渡人）」・「設定を受ける者（受人）」の住所・氏名及び土地の表示等は、申請書のとおりとなります。
		以上の計画の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第２項の各号の要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。
議	長	はじめに、議案書番号２番について審議いたします。
		ここで、農業委員会等に関する法律第３１条第１項「議事参与の制限」の規定を適用し、１番 川村耕一委員の退席を求めます。
		（ 午後３時４２分 川村耕一委員 退席 ）
議	長	それでは、番号２番について、質問等ございましたらお受けいたします。
		（ 「なし」の声あり ）
議	長	それでは質疑を終結し、採決いたします。
		議案第４７号のうち、番号２番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
		（ 全員挙手 ）
議	長	全員挙手です。
		よって、議案第４７号のうち、番号２番については、原案のとおり決定することに決しました。
		ここで、川村耕一委員の着席を認めます。
		（ 午後３時４４分 川村耕一委員 着席 ）
議	長	次に、議案第４７号のうち番号２番以外の案件について審議いたします。
		ご質問等ございましたらお受けいたします。
		（ 「なし」の声あり ）
議	長	それでは質疑を終結し、採決いたします。
		議案第４７号のうち、番号２番以外の案件について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
		（ 全員挙手 ）
議	長	全員挙手であります。
		よって、議案第４７号のうち、番号２番以外の案件について原案のとおり決定することに決しました。
議	長	以上で、本日の総会に付議され案件の審議がすべて終了いたしました。
		これをもちまして、令和８年７月 日光市農業委員会総会を閉会いたします。
		（ 午後 ３時４５分 閉会 ）